

特279

14

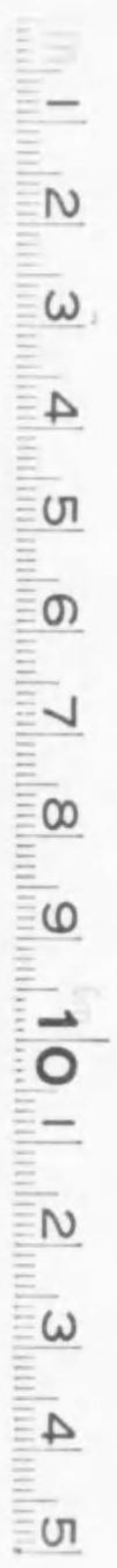
特279-14



1200501131807

考古圖集

第二册



始



考古圖集解説

第二期 第二集

II 腰飾

文化發達の未だ進まざるものにあつても、身體裝飾には大に意を注ぎしが如し。本圖版にのせしものは共に我が石器時代民の腰飾—紐に貫いて之を腰間に垂れし—として用ひられし骨角器なるが如し。圖版中央のものは、陸前宮戸島に於いて、魚骨製管玉の一連と共に巨大なる人骨の腰邊より發見せられたるなりといふ。上右端を除いては貝製。東北大學理學部藏、圖版四隅のものを、右上より1・2、左を3・4とすべし、23の腰飾なりしことは既に學界の承認を得しもの、共に備中津雲發見、2は津雲第八號骨角器藏、竹盤窩内にありしもの、3同じく津雲第十七號人骨盤右側にありしもの、東北大學醫學部解剖學教室藏、2にして腰飾たるべくんば、3も亦これの系統のものなるべく、随つて更に4も之を腰飾と認むべし。

12 銅鐸

銅鐸は最近朝鮮慶州發見の事實を知られしも、その他遺物の分布に於いて、金石併用代に於ける中央日本の文化を具象するものとなすに支障を感ぜず。本遺品は、安藝國安佐郡福木村大字福田字木の宗山に於いて、クリス形狭鋒銅劍一口、細形銅劍一口を伴ふて、發見せられたるもの、谷井濟二氏の踏査せられたる所に據れば山半ば石にて圍まれたる内より出でしといひ、またそのうちの中山博士の踏査せ

(1) 第二集解説



られしところに據れば、劍と鐔とは山中立石の下にありたる、石工すら天然のまゝと認めたる程の上下二枚の巨石の下より出でたる由にて、二石下の岩面に窪めるところあり、劍と鐔とはその内にありしといふ。中山博士「銅鐔銅劍發見地の遺物追加」(考古學雜誌八ノ一〇)銅鐔は、高さ僅か六寸二分の小形にして、厚手、表裏兩面にある文様は、圖版に示せるが如く、銅鐔に普通見るものと趣を異にせるものあり、而して腹部に切り込みなく及底部の切りかき亦一方を缺くものあり、梅原末治君は、本鐔を以て所謂銅鐔の中に於いては、型式より見て相對的年代の遡るべきものなることを説かれ、漸次學者の承認を得られつゝあり。

13 柄頭及鐔

我が上代の工藝は、その技術を支那より受けて、頗ぶる發達せしものあり、象嵌技術の如きものもその一たり。本圖版に收めしものは、大刀柄頭及び鐔に施せし象嵌を示せるもの、柄頭は鐵製頭椎、鐔は所謂寶珠鐔にして、共に本邦独自の刀装具なるを以て、その象嵌の本邦人の手になりしものとするも、殆んど誤なかるべきか。圖版上段は、越中國西礪波郡西五位村大字馬場の發掘、特殊なる龜甲繫を設け、その内部を旋毛文を以て填充し、更にその中心に渦文或は目形に類せるなどを表し、玉縁の周圍には菊座形を加へたり。

圖版下部向つて右は、信濃國北佐久郡五郎兵衛新田發掘、表裏及側面にし字形を銀象嵌にせり。圖版向つて左下は、駿河國富士郡大宮町字別所發掘、一種の蕨手文を同じく表裏及び側面に嵌めたり。本邦上代の象嵌については、高橋健白氏「日本上代の象嵌」(工藝第一卷第一號)參照。

14 銅 壺

明治十一年十一月廿五日、大和國高市郡飛鳥村大字豐浦大字和田小字古宮に於いて發見せられしもの、「埋藏物録」及び黒川眞道氏によるに、田面の傍に小さき墳丘あり、之を掘ること二尺餘にして本金銅壺のみを發見せしものなりといふ。物高さ一尺一寸九分、腹徑一尺四寸、腹部厚二分五厘、口邊に缺失あり、今、口徑六寸六分、口部厚一分五厘、底臺に缺失あり、復原して測るに八寸五分、腹に四鑿をつく、通體飾るに花文龍形を以てす、雕鏤精巧、久しく土中せし爲めに青紫錆相間はり、隠々塗金の痕あり形の大なると相まつて、銅器としての優品中の尤と嘆賞せらる。

圖版上は、「帝室博物館鑑賞録」によりしもの、以て全形の趣を見るべく、圖版下はその詳しき現狀を見るべくして、東京帝室博物館所藏の「大和國豐浦村掘出金銅壺圖」によれり。併出品なきもの如きも、恐らく骨壺の一なるべく、年代、奈良時代にあるべきか。飛鳥豐浦の地、天武持統の御代前後に、有力者の多く居り！地となり、壬申の亂の策源地となりしに見て、本壺の年代の更に局限せらるべきを想ふ。

15 瑞花双鳳八稜鏡

大和國吉野郡天川村大字洞川領大峰山上の遺蹟については、本圖集第一期第三十六集經塚號に之を略述せり。本遺品はその發見遺物の一にして、背に瑞花を上下に雙鳳を左右に配せる八稜鏡にして、面に彌陀三尊を毛彫せり。佛像の表現、凡作ならず。本鏡が大峰山上に埋没せられし意義については、之を後述すべし。本鏡は面徑四寸三分。

16 朝鮮鐘

朝鮮鐘は、本會編纂朝鮮鐘再版出でて、現存する殆んどすべての遺物を蒐集し盡せしに似たりしが、其の後、名古屋曼陀羅寺に、此の種遺品の藏せられ居ることを發見せられたり。文様は全部を示さざるも、大體本圖に現れしものを繰返へせり。

17 神輿

河内國譽田八幡宮所藏の風輦にして、國寶の神輿中最も優秀のものといふべく、年代も亦現存遺品中最古に屬するものならんか。社傳、建久年中、源賴朝の奉獻せしものなりとせり。蓋し事實を傳へしものなるべく、以て藤原時代末期に於ける神輿の一樣式を察すべきなり。
方輿にして、方形の雲盤の上、更に圓筒形の風座を加へたり、扇部の構造は簡單にして軒桁なく、四隅の柱頭直に蓋の隅木を受け、其の下方を轅の外に出し、金具にて押へたり。柱内に別に高六寸許の腰圍を繞らし、後方は扉とす。腰部の外には、縁を廻らしたれど、高欄を設けず、内は寶子張なり、轅は丸みとし、末に隨ひて稍細く、その端に節あり。又轅の下の扇部に當りて更に格の如きものあるは、後に加へたるものなるべし。全部黒漆にして、柱及長押等の金具を施せり。金具は巖手及轅の毛彫なる外は、多く行はれたる唐花形の螺鈿を多く嵌装し、螺鈿には毛彫を施せり。金具は巖手及轅の毛彫なる外は、全部金銅の透鏤^{II}所謂彫透^{II}にして、蓋面には金銅板を張り、其上に各數個の竄及輪寶形のものを附し、陽棟は断面洲濱形にして、柱長押等の各部と共に、寶相華唐草文の金具を加へ、桁端は花菱なり。轅なるは竄文にして、各數個あり。

鳳凰は古風を存せり、前左右三面の柱の内側に、襖張の障子を挿み、外の四方に赤地錦の帳を垂れ、各野筋及總角の紐を懸く、其の上に金銅の帽額を懸く、帽額は銀銅の板に金銅の寶相花文を透鏤とし、四花式鏡形を六所嵌装し、其の間の地を唐花伏蝶唐草とせり。此の帽額には寶相華文を周らせる三個の八花式鏡形及び數條の環珞を垂れたり、環珞は今も多く缺失せり、四隅の旒は、各區を三區とし、各區に四花式の鏡を嵌め、雲形の耳を附し、數條の環珞を垂らして、所謂手及び足の飾とせり。轅の縁の下部に當る所は、飛雲形の金具を各數個打てり、これ神輿を雲上に奉ずる意を表せるといふ。出雲路通次郎氏「神輿の變遷」歴史と地理第十二卷第九號に據れり。
第十八圖版は、前記神輿金具文様の拓本を集めたるもの、圖版向つて左上より二番目は、金銅の帽額の一部唐花伏蝶文を示せるもの、圖版向つて右最下のものは、寶相華文を周らせる八花鏡形のもの、圖版向つて左の二個の雲形文は、轅の縁の下部に當るもの、他の毛彫文様は魚々子地、他は地を彫り透せり。藤原時代に於ける文様の一端を知るに足るべきか。

19 水瓶

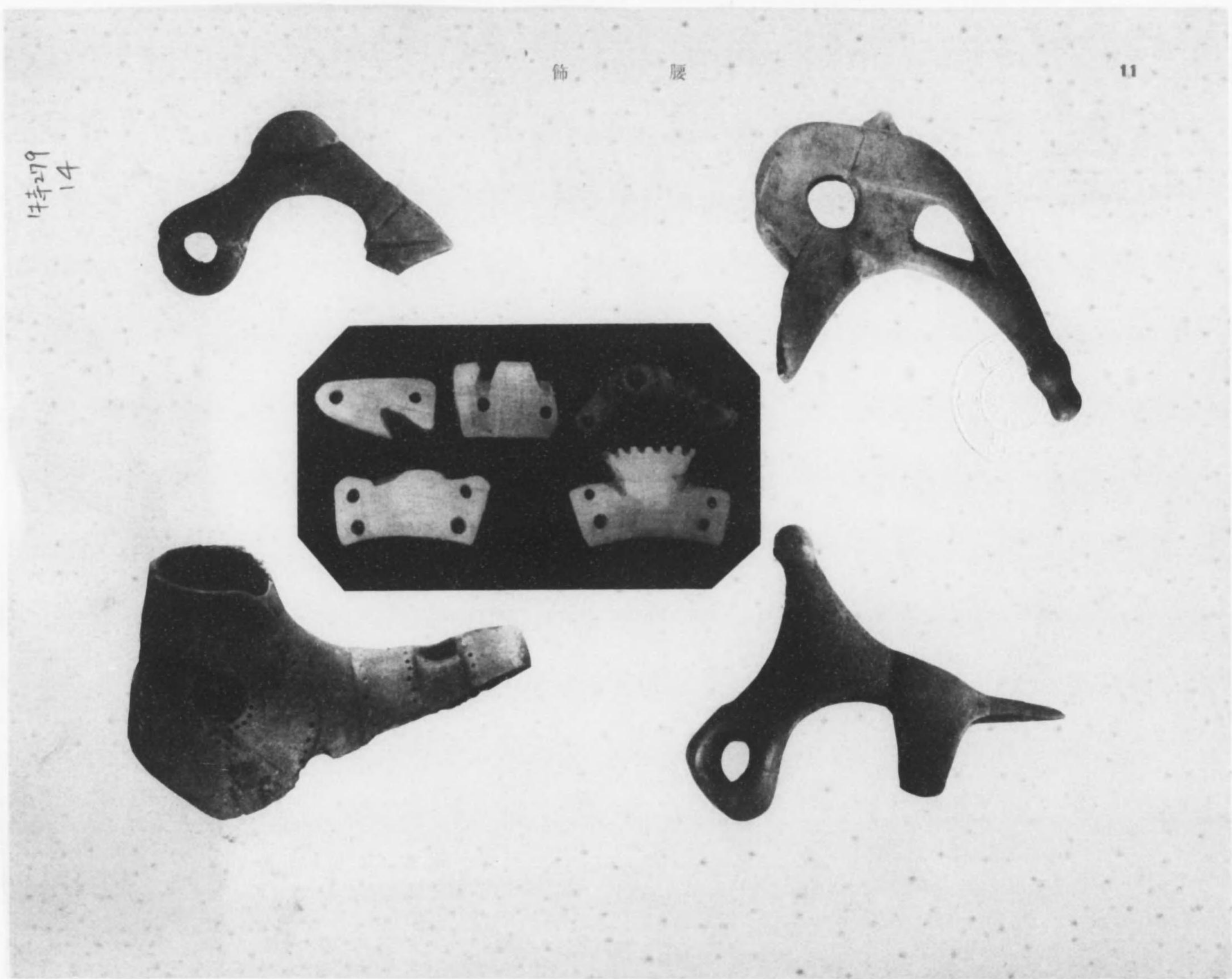
二點、共に伊豫大山祇神社の寶物たり。圖版向つて右の製作を見るに、水滴蓋にして頸肩及び腹部に竹節形の帯を附する外、全體素文なり。蓋及び注口の部には、牡丹の文様を有せり、總高さ一尺一寸五分にして、蓋の上端なる柱狀の部分は、高さ二寸一分、口徑五分五厘。身の口徑は二寸五分にして、腹部の圍は一尺五寸八分、絲底の徑三寸五分あり。底部なる鍍金の内側には、寶相華の文様を甞せるが、恐らく此の種の文様ある鏡を利用して底板に充てしものならんか。社傳、平重盛奉納となす、本遺品の製作年代亦藤原時代にあるべし。

圖版向つて左は、初肩形にして總高さ九寸四分あり、蓋は徑三寸一分ありて、獅子鈕を有す。耳の幅六分、其の上部には、牡丹文様を以て飾れる附屬品により蓋と相連り、また其の下部には鑿彫の牡丹文様を有し、注口の座にも牡丹花の裝飾を附せり。腹部は全く素文にして一條の横線を廻らせるのみ。底部の徑は三寸あり、花鳥文ある板金を張れり、恐らくこれ亦鏡を應用せるものか。本遺品については、社傳なきも、其の年代、前者と近きを見る。柴田常憲氏（國幣大社大山祇社大鏡）に據る。

20 唐代女子像

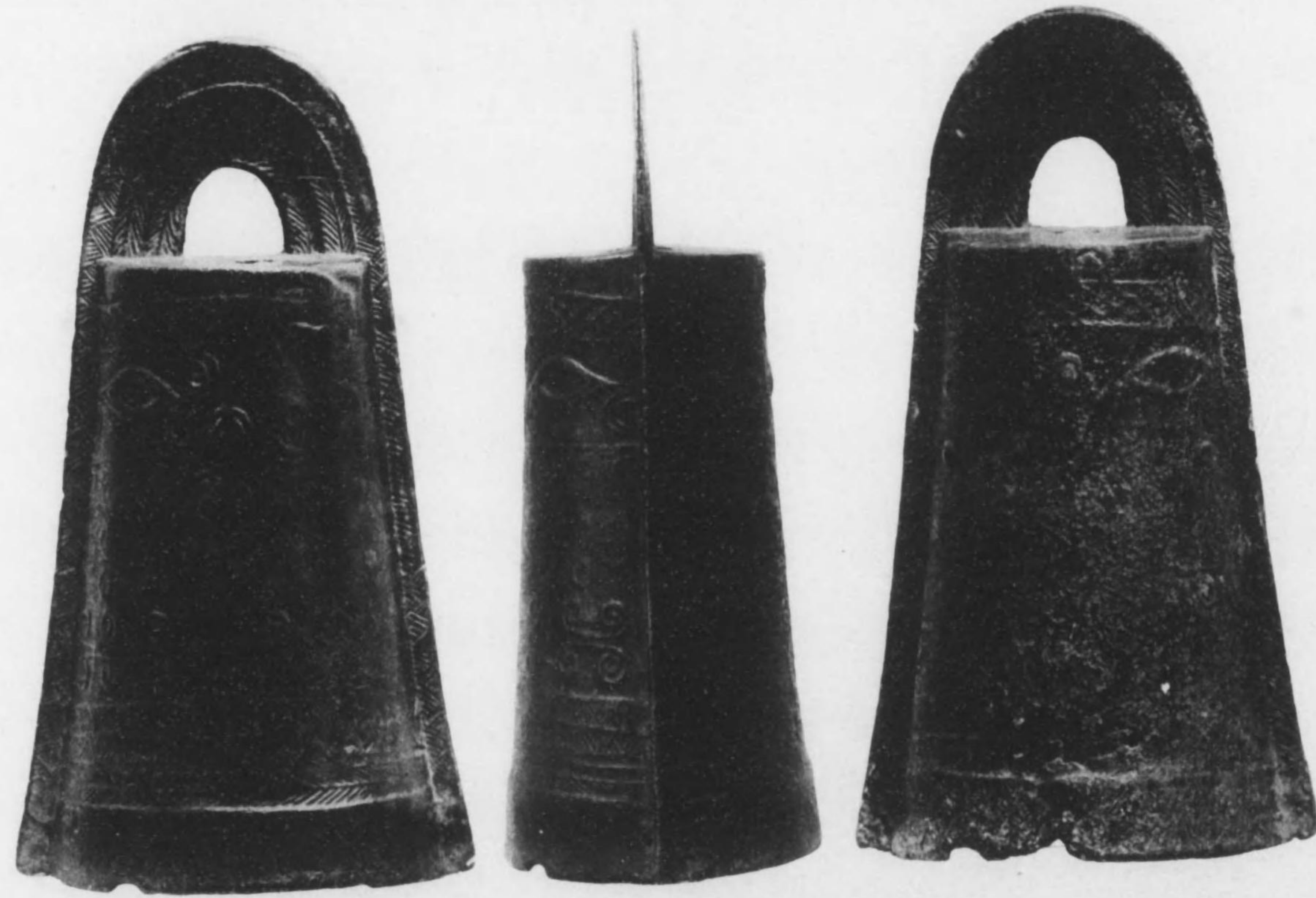
大谷光瑞師の新強省和卓附近を發掘せしめし時發見せしもの一にして、圖版向つて右は、同一女子像を二方より見て寫せるもの、木心なるは他に類稀なるべし。結髪の風、之に花鈿等を施せし様を見るべし。圖版向つて左のもの、二軀共に衣に文様を示せり。三軀共に支那本部より發見する土偶と全く似たるものあり、以て唐代文化の西侵の様を察知し得る一資料たるべきか。

14
14

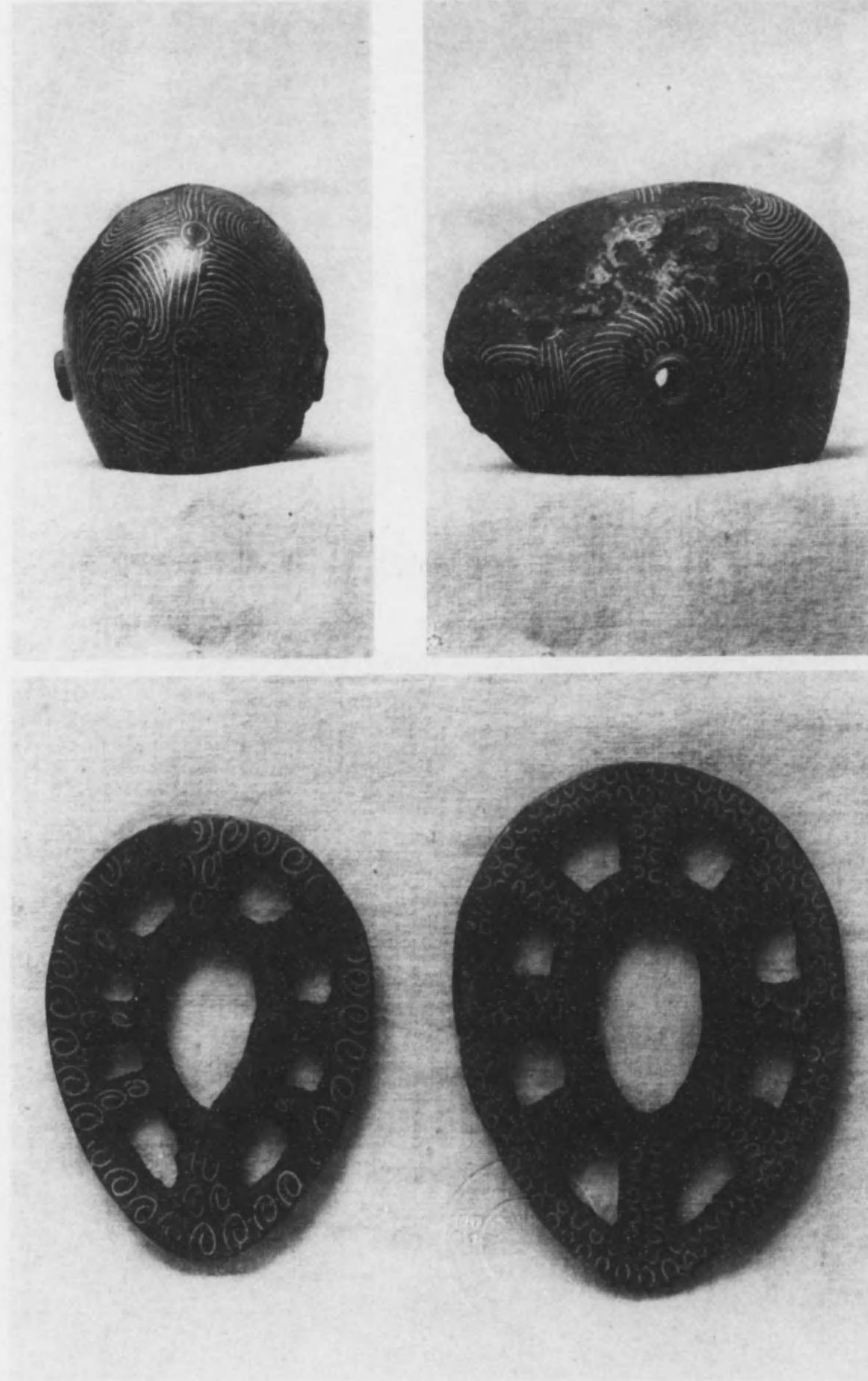


鐸 銅
(見發田銅字大村木和郡佐安國藝安)

12



(藏氏耶太英町光)



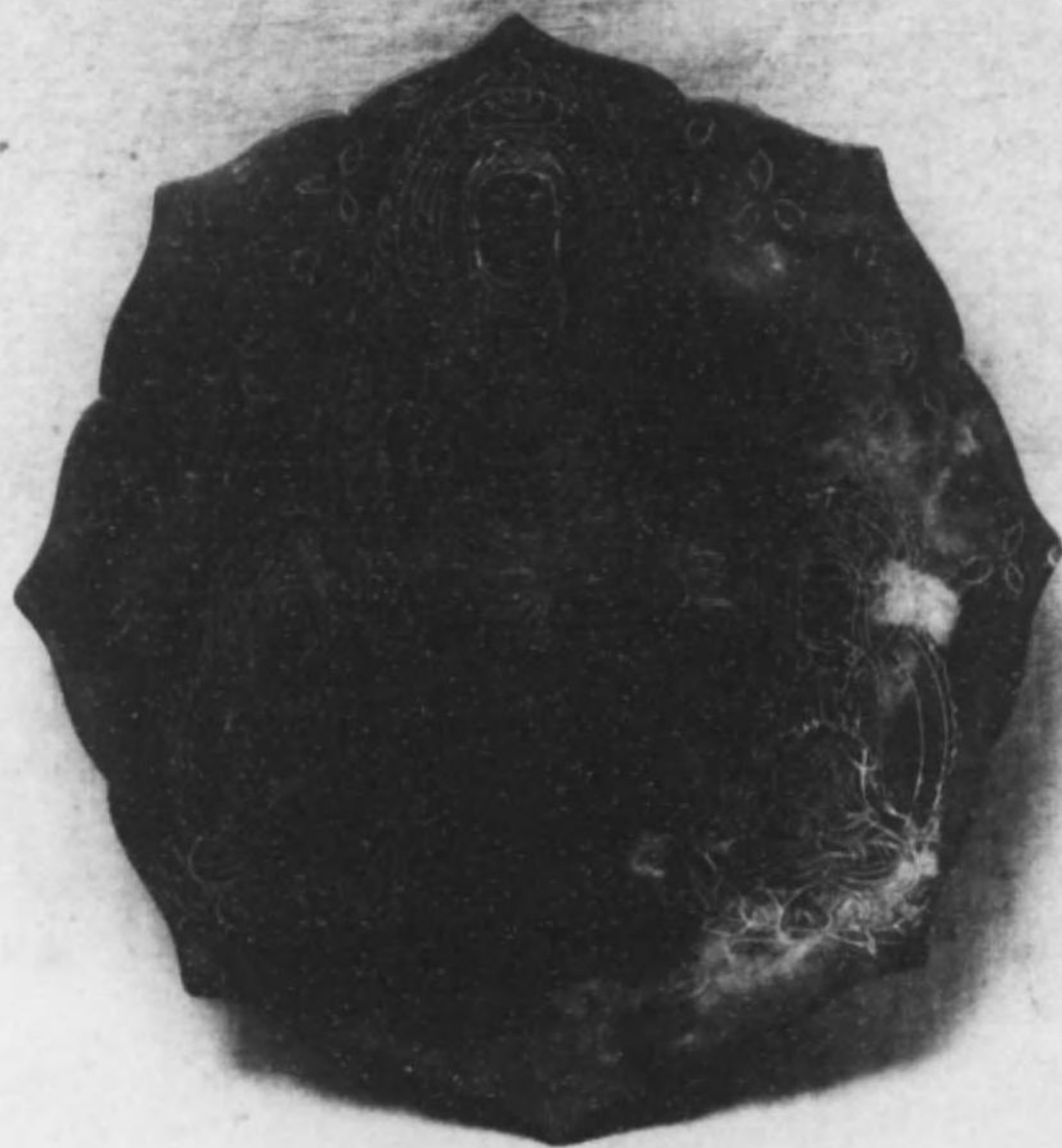
壺 銅 金
(見發田和字浦豐字大村島栗郡市高國和大)

14



(物 即)

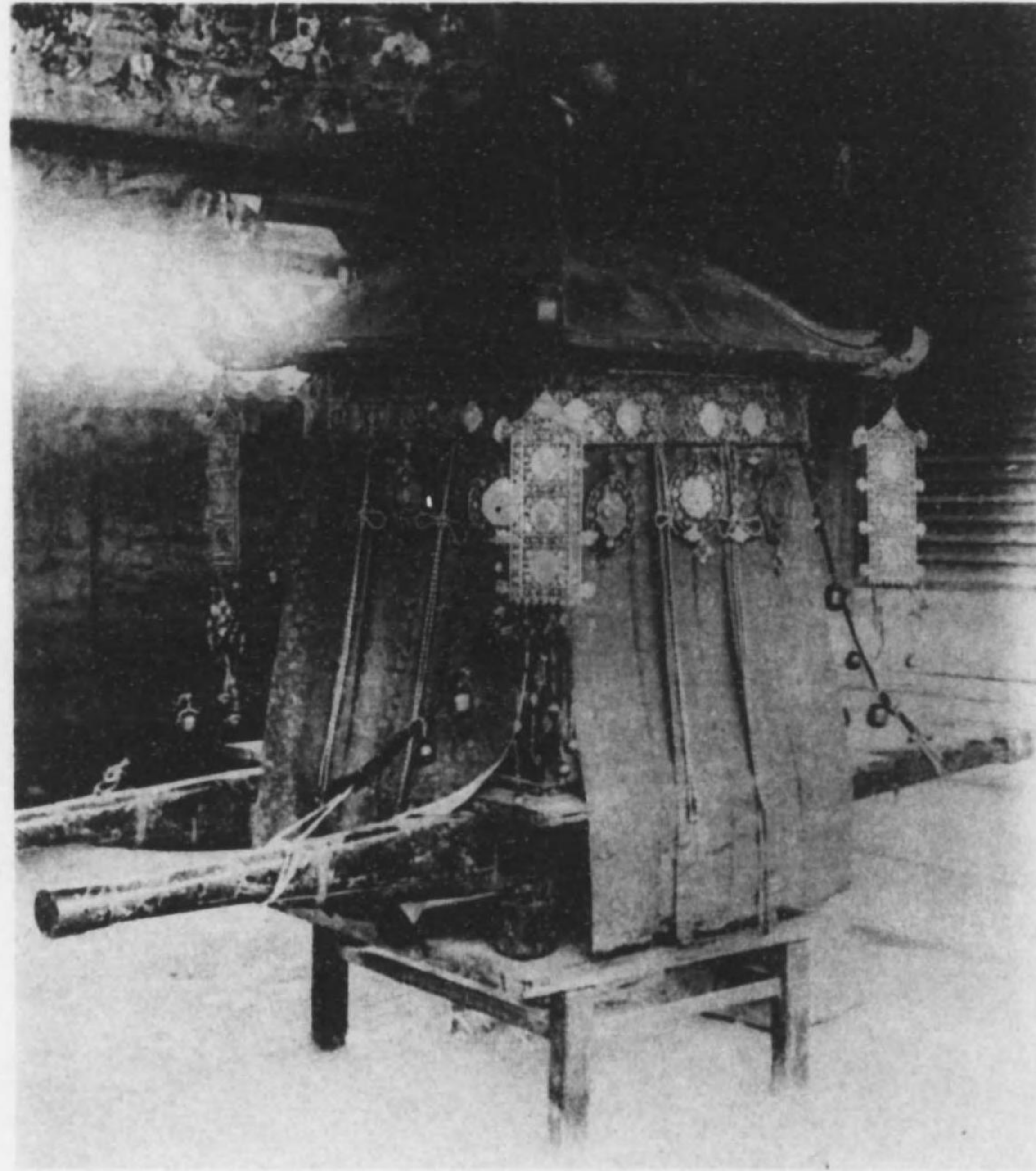
鏡 稜八 鳳 双花 瑞
(見發土山峰大領川瀨字大村川天郡野吉國和大)





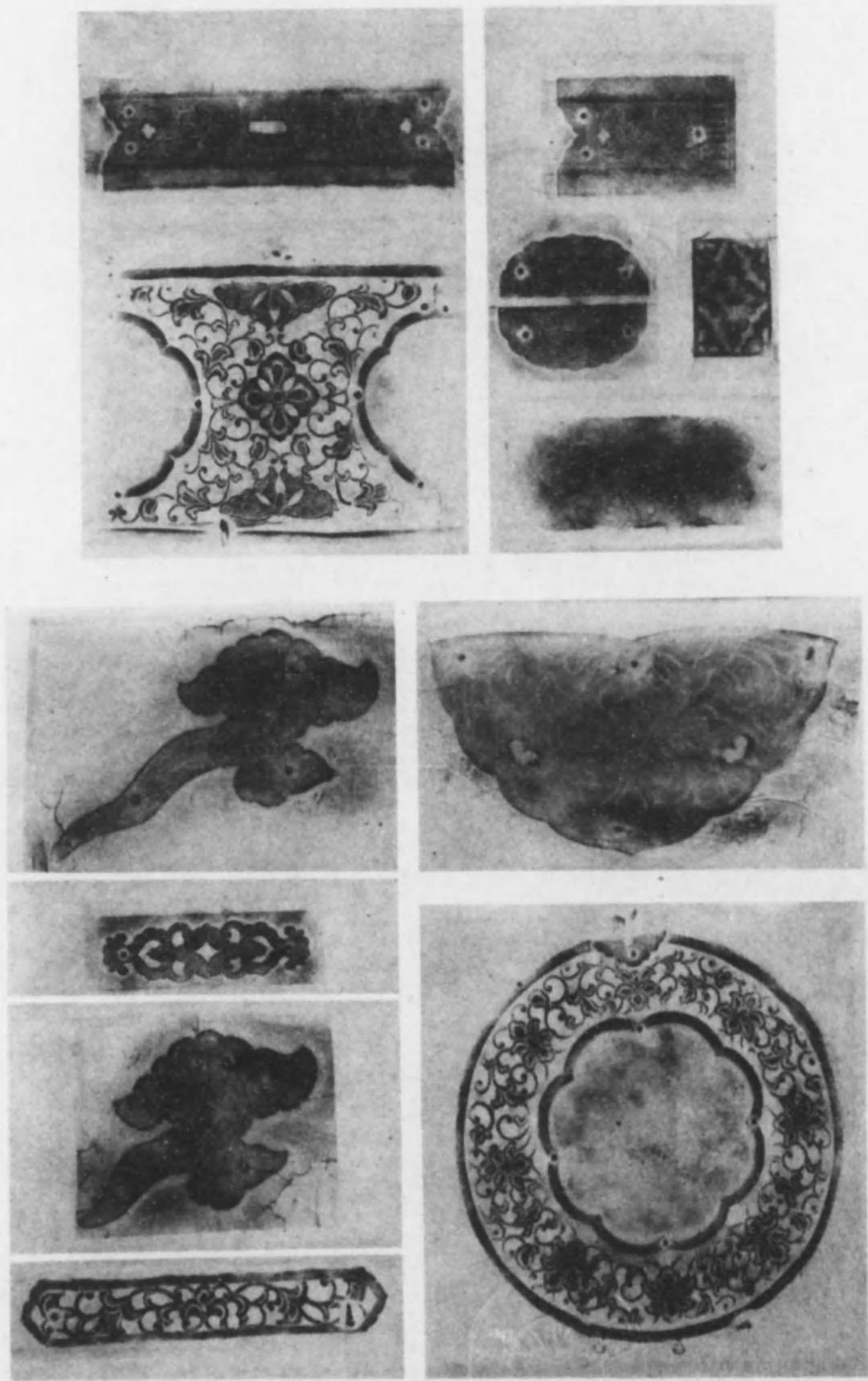
(藏所寺羅陀曼屋古名)

與 神 寶 國
(原 本 新 原 傳)



(河内郡神田神社)

樣文具金與神寶圖
(建寧朝祖源傳)



(藏所社神緒八田譽 內河)



(藏社神祇山大塚伊)

唐 代 女 子 像

20

(支那新省和卓發掘)



(朝鮮博物館所藏)

考古圖集規定

- 一、本圖集は一定の組織に基づき上代より奈良時代以降の文化と概すべき遺蹟遺物且つ我が文化の変遷を有する支那及び各地にも及らんとす。
- 二、本圖集は毎號四六倍判大のカラー・モノ・クロ版拾葉を以て一編とし毎月壹編を刊行し毎編拾葉を並列す。
- 三、本圖集は拾葉版を以て第一編とし大正十三年六月より大正十四年五月迄を第二編刊行期間とす。
- 四、本圖集は左の如し。
 一、全十六編五十巻
 二、全一冊五十五巻
- 五、本圖集を購置せんとする人は所定の手続きに會費全額分又は第一編分を納め其旨本會へ申込らるべし。
- 六、本圖集の刊行は官立学校圖書館等は會費補助料の請求に屬す。

不許複製

大正十三年七月廿五日
 大正十三年八月十五日

編輯者 考古學會
 東京市下谷區上根岸町八十八番地

發行者 工藝美術研究會
 東京市牛込區矢來町三番地

右代表者 田村壯次郎
 東京市本郷區湯島四丁目廿一番地

印刷者 大塚巧藝社
 東京市牛込區矢來町三番地

發行所 工藝美術研究會
 東京市本郷區圓町三十一番地

發賣所 聚精堂
 東京市本郷區圓町三十一番地

終